

松本市・山形村・朝日村中学校組合
第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

令和 2 年 1 月 1 7 日（金）

午後 2 時 0 0 分開会

松本市役所教育委員会室

議事日程

第 1 開 会

第 2 教育長挨拶

第 3 付議案件

議案第 1 号 会計年度任用職員制度の創設並びに職員の人事労務管理等に関する例規の制定及び改廃について

議案第 2 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例及び松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例施行規則の全部改正について

報告第 1 号 令和 2 年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会 2 月定例会の日程について

報告第 2 号 令和 2 年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会 2 月定例会の提出予定議案について

報告第 3 号 不登校の状況と対応について

報告第 4 号 各種大会結果について

報告第 5 号 松本市・山形村・朝日村中学校組合総合教育会議の開催結果について

第 4 その他

第 5 閉 会

出席者（ 5 名 ）

教 育 長 赤 羽 郁 夫 君

教 育 長 百 瀬 司 郎 君

職務代理者

教 育 委 員 根 橋 範 男 君

教 育 委 員 上 條 利 春 君

教 育 委 員 清 澤 あゆみ 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 内 亮 君

事 務 局 次 長 小 林 伸 一 君

事務局次長 逸見 和行 君
指導主事 濱 中 浩 君
事務局次長補佐 三村 恵美 君
事務局次長補佐 倉科 健一 君
事務局次長補佐 小西 えみ 君
山形村教育委員会 小林 好子 君
中学校長 藤田 克彦 君

事務局次長 高野 毅 君
事務局次長補佐 金井 稔 君
事務局次長補佐 田中 智絵子 君
事務局次長補佐 出羽沢 千曲 君
主事 深澤 亮平 君
朝日村教育委員会 上條 靖尚 君

開会

- 教育長（赤羽郁夫君） 松本市・山形村・朝日村中学校組合第3回定例教育委員会を開会いたします。
-

教育長挨拶

- 教育長（赤羽郁夫君） 今日の新聞を見ますと、2022年に予定していた新たな高校入試制度を2年延期して、2024年の春という報道がございましたので、現行ですと中学1年が対象だったものが、小学校5年生の入試からということになったわけです。そういう入試制度の変更というのは当該の生徒や保護者にとっては非常に大きな関心事ですけれども、また、学校にとっても進路指導で混乱がないようにというようなきめ細かい対応をしないといけないということで、生徒、保護者、学校に対して、今後県のほうでもしっかり丁寧に周知を進めてほしいなと思っています。

私自身も、高校入試のときに9教科から4教科になった第1回目の受験生でした。その年までは9教科、900点満点で高校入試をやっていたので、私のときから4教科という変則で、そのときは国語、数学、英語、理科でした。第1回目は理科で、私より一つ年が下の百瀬委員のときは社会だったと思います。上條委員のときは9教科でした。その制度で、3年か4年やったのですが、やはり得意、不得意もあります。私も理科でしたから社会はほとんど勉強しないで、理科ばかり勉強しました。一方、社会のときの生徒は理科はほとんど勉強しないとかということで弊害が出て、それで結局5教科になって今まできています。私も第1回目のときはある意味緊張したということ覚えています。

入試制度の変更ということは、生徒にとって非常に影響が大きいということを思っていま

すので、またこれから特に鉢盛中学校は私たちの中学校の組合ですので、特に注視をしていただきたいと思います。

会議録署名委員の指名

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、本日の会議録署名委員は、百瀬委員、上條委員をお願いいたします。

議事進行

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、本日は議案が2件、報告5件、計7件であります。それでは、早速議事に入ります。

議案第1号 会計年度任用職員制度の創設並びに職員の人事労務管理等に関する例規の制定及び改廃について

- 教育長（赤羽郁夫君） 初めに、議案第1号 会計年度任用職員制度の創設並びに職員の人事労務管理等に関する例規の制定及び改廃についてを議題といたします。

説明をお願いします。

- 事務局次長（逸見和行君） それでは、お願いします。資料1ページになります。

ご承知のとおり、来年度から会計年度任用職員制度が始まります。これまでは嘱託職員、臨時職員、非常勤特別職という任用の形で進めてきたのですが、一般事務に携わる職員については基本的に会計年度任用職員で任用していくことになります。一方で特別職の任用についても明確化していくことになっております。それに伴いまして、関係する条例及び規則の制定、改正、あわせまして人事労務管理に係る例規についても整備をするものであります。

2番、制定及び改廃の内容ということで、1ページから4ページまで全部で12の例規がございます。

まず、2番の（1）松本市・山形村・朝日村中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

趣旨及び内容でございますが、表の真ん中の列にあります。この法改正によりまして、今申し上げました会計年度任用職員制度が始まります。これに伴いまして、会計年度任用職員の給料、報酬、費用弁償等を定めていくものでございます。内容につきましては、管理市でございます松本市の条例を準用するという形で整備していきたいと考えております。

5ページ以降は、具体的な例規として、ページ番号を右下に付してありますが、右下1ページに今回制定する条例がございます。第1条で目的、それから第2条で準用規定ということで、松本市の条例を準用する形にしています。

施行期日は令和2年4月1日でございます。

右下2ページから20ページまでは、松本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例でございます。

それでは、１ページにお戻りください。

今度は（２）といたしまして、松本市・山形村・朝日村中学校組合特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

趣旨でございますが、法改正によりまして、特別職の職員につきましては、専門的な知識、経験又は識見を有する者が就き、助言、調査、診断等を行うということで、特別職の職員の任用が厳格化されております。それに伴いまして、学校医等を特別職として位置づけ、任用の適正化を図るものでございます。

その下の主な内容でございますが、学校医、それから、学校歯科医、学校薬剤師の年額等を規定する内容でございます。

これにつきましては、右下ページの21ページが条例、22ページから新旧対照表になっておりますのでご覧ください。

続いて、１ページの一番下、（３）でございます。松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の育児休業等に関する条例を制定するものでございます。これまで育児休業を取得する該当者がいなかったということもございますが、先ほど申し上げました会計年度任用職員制度に伴いまして、あわせて整備するものでございます。

めくっていただきまして、２ページでございます。主な内容といたしましては、育児休業を取ることのできない職員や手当の取り扱い等を規定するものでございます。

こちらにつきましても松本市職員の育児休業等に関する条例を準用する形でございます。こちらは条例が右下24ページでございます。

続きまして、２ページ（４）、松本市・山形村・朝日村中学校組合育児休業等実施規則でございます。先ほど申し上げました育児休業等に関する条例に基づきまして、手続に関する規定を制定するというところでございます。内容といたしましては、手続に必要な届出、請求書等の様式を規定するものでございます。

続きまして、（５）、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の育児休業等に関する規則でございます。これも先ほどの条例を踏まえまして、必要な事項を定めるものでございます。主な内容といたしましては、非常勤職員で一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間に育児休業することができる場合など、条例の補足的な規定を定める内容でございます。

続きまして、一番下、（６）でございます。松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の分限に関する条例で、こちらは全部改正でございます。

こちらは管理市の制度に準じた人事労務管理を行うためということで、これについても松本市職員の分限に関する条例を準用する形としております。主な内容といたしましては、心身の故障のため、長期休養を要する場合など、職員の休職の事由を規定するもの、それから、その判断をする医師の人数を１人から２人にすること、それから、このたびの会計年度任用職員に関しての休職の規定、こういったものを整備するものでございます。

続いて、3ページをお願いします。

(7)、こちらは松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の懲戒に関する条例でございます。こちらにつきましても、会計年度任用職員制度に伴いまして、人事労務管理を松本市の制度に準じて行いたいため全部改正するものでございます。主な内容でございますが、パートタイム会計年度任用職員の減給については、報酬の額の10分の1以下とするといった内容を新たに規定するものでございます。

続いて、(8)、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員定数条例の一部を改正する条例でございます。内容は、平成27年度末に正規給食調理員が退職になりましたが、それ以降正規職員を増員していないことと今後も正規職員を増員する予定がないことから、学校職員の定員を8人から1人に改めるものでございます。

続いて、(9)は、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則でございます。こちらは、職務に専念する義務の特例に関する条例がございしますが、これに関わる規定を制定するというものでございます。

内容は、条例の中では、職務専念義務を免除される場合として「研修を受ける場合」及び「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に規定されておりますが、それ以外の場合について規定するもので、職員が職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねる場合等がございします。

続きまして、その下、(10)の松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の在勤地内旅行の旅費等に関する規則で、出張旅費に関する規定を松本市に準じて整備するものでございます。

主な内容といたしましては、こちらに記載のとおりでございますが、登録し許可された原動機付き自転車及び自動車に限り出張旅費を支給できるというものでございます。

4ページをお願いいたします。

(11)、松本市・山形村・朝日村中学校組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則で、こちら管理市の制度に準じた人事労務管理を行っていくための改正でございます。内容といたしましては、兼業許可の基準、許可の取り消し等に関する規定を整備するものでございます。

最後に(12)の松本市・山形村・朝日村中学校組合立鉢盛中学校給食調理員の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令でございます。これは、これまで正規の給食調理員がおりましたが、先ほど申し上げましたように平成27年度以降は任用していないということで、こちらの規程を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。

それぞれ説明をいただきました。質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） 特にご発言がないようですので、異議なしということで、お認めい

ただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 教育長(赤羽郁夫君) では、議案第1号については原案どおり可決するものといたします。

議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例及び松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例施行規則の全部改正について

- 教育長(赤羽郁夫君) それでは、続いて、議案第2号 松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例及び松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例施行規則の全部改正についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

- 事務局次長(逸見和行君) それでは、79ページをお願いいたします。

まず、1の趣旨でございますが、来年度から統合型校務支援システムを導入するに当たりまして、生徒の個人情報を適正に管理するため、松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例及び松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護条例施行規則の全部を改正するものでございます。

統合型校務支援システムについてでございますが、これは教職員が主に使うものでして、生徒の出席情報や指導要録等を管理するシステムになっております。これを全県的に同じシステムを使うということになっておりまして、それに参画していくというものでございます。このシステムを来年度から導入するに当たりまして、生徒の個人情報をシステムで扱うことになることから、個人情報を適正に管理していくため、この条例及び施行規則を改正するものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)でございますが、個人情報の定義の明確化ということで、個人識別符号、特定の個人の身体的特徴を電子計算機のように変換した符号、例としてはDNA、指紋等、対象者ごとに異なる役務の利用等に付される符号、例としてはマイナンバー、運転免許証番号などが含まれる情報を個人情報として規定するというものです。

それから、要配慮個人情報といたしましては、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等が含まれる情報とするものでございます。生徒に関しては主に病歴という部分で関わってくる可能性があります。

(2)といたしまして、要配慮個人情報に係る規定について、本人の同意又は法令に定めがあるとき以外は原則収集を禁止するという、それから、電子計算機の処理を禁止する、こういったことでございます。それから、施行規則につきましても、条例改正に伴いまして、各種届出書等に特定個人情報、要配慮個人情報などの記述を追加するなど、条例改正にあわせて所定の改正をする内容でございます。

条例については81ページ、規則については101ページに記載がございます。

施行日は公布の日からになっております。

議案の説明は以上でございますが、1点、96ページの中段、第5章に松本市・山形村・朝日村中学校組合個人情報保護審査会という章がございます。この下、第40条で設置、第3項で、審査会は委員3人で組織する、こういった規定がございます。今後、条例が制定された後に、これにあわせまして個人情報保護審査会を設置していくこととなります。これにつきましてはまた各市村から委員を推薦していただくことになろうかと思しますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

- 教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。

統合型校務支援システムの導入ということであります。

山形はいつから導入を予定していますか。

- 教育委員（根橋範男君） 令和3年度からです。
- 教育長（赤羽郁夫君） 朝日村は。
- 教育長職務代理者（百瀬司郎君） 朝日はいま検討中で、できれば令和3年度からと検討しているところです。
- 教育長（赤羽郁夫君） 松本市は。
- 事務局次長（逸見和行君） 松本市は令和2年度にモデル校で小中各3校ずつ導入いたしまして、令和3年度から予定していきたいと考えております。
- 教育長（赤羽郁夫君） 鉢盛中も松本市内の学校より先行して導入ということになります。

ご質問、ご意見等はございますか。

統合型校務支援システムというのはやはり最終的にはセキュリティをどう担保していくかということが非常に大事になると思ひますので、先ほどの条例整備も含めて、トータルとして安全性を担保していくということをしていかないといけないと思ひます。

では、これを認めていただいた後に、また審査会の設置をしていくということで先ほど次長から話がありましたけれども、よろしくお願ひいたします。

では、特にご発言がないようですので、議案第2号につきましても原案どおり可決すべきものとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。

それでは、議案については以上といたします。

報告第1号 令和2年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程について

- 教育長（赤羽郁夫君） 続いて、報告に入ります。

報告第1号 令和2年松本市・山形村・朝日村中学校組合議会2月定例会の日程について、報告をお願いします。

- 事務局次長（小林伸一君） 129ページの報告第1号をご覧いただきたいと思います。

令和2年組合議会2月定例会の日程でございます。

日程については、1枚おめくりいただき、130ページをご覧ください。

令和2年2月4日火曜日、場所が松本市役所の議員協議会室、東庁舎の3階になります。午後3時30分に本会議前の議員協議会を開催いたします。案件につきましては、公平委員会委員の選任についての人事案件1件でございます。

その後、議員協議会に引き続いて本会議で、菅谷管理者からご挨拶をいただき、議事に入りますが、議事日程につきましては、隣のページの131ページをご覧いただきまして、会議録署名議員の指名、会期の決定、それから、第3として議案をお示ししております。議案第1号から第7号までが先ほど説明した条例でございます。それに加えて、議案第8号として、令和元年度一般会計補正予算、それから、議案第9号として令和2年度一般会計予算、議案第10号として公平委員会委員の選任、以上10件の議案になります。その後、日程第4として総括質問になります。

本会議が終わった後、休憩を挟みまして、後半の議員協議会をまた開催いたします。ここでは報告事項3件で、130ページにお示しのとおり、不登校の現状と対応について、各種大会結果について、先月開催しました総合教育会議の開催結果について、以上3件について報告するものでございます。

ここに記載はございませんが、当日は会議終了後、懇親会がございますので、またご案内を差し上げたいと思います。

日程については以上でございます。

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告第1号 2月定例会の日程について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

- 教育長（赤羽郁夫君） では、報告第1号についてはご承認をいただいたことといたします。

報告第2号 令和2年松本市・山形村・朝日村中学校組合2月定例会の提出予定議案について

- 教育長（赤羽郁夫君） 続いて、報告第2号 令和2年松本市・山形村・朝日村中学校組合2月定例会の提出予定議案について報告をお願いします。
- 事務局次長（逸見和行君） それでは、資料133ページをお願いいたします。

133ページに提出予定議案がございます。

提出予定議案は2番にあります。全部で議案が10件ございます。そのうち議案第1号から第6号までは先ほどご協議いただきました議案第1号の内容、それから、議案第7号につき

ましては、先ほどの前段の議案第2号でご承認いただきました条例議案でございます。先ほど説明いたしましたところは省略をさせていただきます。

続きまして、議案第8号、こちらは令和元年度当組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

この議案につきましては、資料の213ページをお願いいたします。

真ん中、213ページでございますが、こちらが一般会計補正予算の議案でございます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1,018万円を減額し、総額歳入歳出それぞれ1億3,584万円とするというものでございます。

歳入歳出それぞれの事項別明細書は214ページ以降に掲載してございます。

具体的な内容につきましては、別冊になっております薄い冊子でございますが、令和元年度松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計補正予算（第1号）及び令和2年度一般会計当初予算の概要という冊子でご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。

こちらは、まず1番の規模は、先ほど議案で申し上げましたとおり、補正後の額は1億3,584万円で、補正額は1,018万円の減額でございます。

その内訳といたしまして、2番、分担金でございますが、維持経営費分担金は合計で1,643万円の減、学校建築費分担金は合計で5万円の増でございます。各市村減額になっております。

その下3番が歳入の主な内容でございます。1の分担金及び負担金は、補正額として1,324万円の減でございます。こちらの内容は、先ほどの市村分担金と、それから、交付税に係る部分でございます。交付税は確定に伴い整理させていただくという形になっております。

それから、主なものといたしましては一番下から2行目、繰越金でございます。こちらは補正前200万円を見込んでいたものですが、前年度繰越金が確定して504万円、補正額304万円の増ということで、歳入合計で1,018万円の減というものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページが歳出でございます。

3款教育費、（1）教育総務費、こちらは45万円の増でございます。主な内容は右の内容欄でございますが、事務局職員等の給与改定、家庭状況の異動等による人件費の増でございます。

続きまして、（2）中学校費については1,163万円の減でございます。主な内容は、右側の内容欄、1つ目の黒ボツ、人件費については非常勤職員の人事異動等に伴う減、それから、2つ目の黒ボツ、一般管理費が4,350万円で、895万円の減でございます。

その主な増減ですが、需用費の中の光熱水費が75万円の増となっております。そのうち電気料40万円の増については昨年度給食棟を改修いたしまして、それに伴いまして、電気を使

う機器を増設しているといったことがございます。

それから、その下、使用料及び賃借料が962万円の減で、空調設備借上料の更正減でございます。当初予算では昨年7月から3月までの9カ月分の賃借料を計上しておりましたが、実際契約や工事を進める中でリース開始期間を令和2年6月から開始という方針といたしました。この結果、令和元年度の空調設備賃借料については減となっております。

続きまして、2つ下、要保護・準要保護生徒就学援助費は66万円の減、それから、その下の黒ボツ、特別支援就学奨励事業費は9万円の増、こちらはそれぞれ支給人数や支給単価の増減等によるものでございます。

歳出合計は、表の一番下、1,018万円の減でございます。

それから、一番下に4番、債務負担行為の補正ということで、空調設備事業の借上料の期間でございますが、当初予算では平成31年度から10年間ということで予定しておりましたが、先ほど申し上げましたリース期間の変更に伴いまして、令和12年度までの期間に変更しております。

補正については以上でございます。

続きまして、議案第9号、当初予算でございます。

資料の223ページをお願いいたします。先ほどの厚い資料の223ページをお願いいたします。

第9号、令和2年度の一般会計予算でございますが、第1条にございます歳入歳出それぞれ1億6,788万円とするというものでございます。

次のページからそれぞれ事項別明細書等お示ししてございます。

なお、236ページに債務負担行為、附表2というのが載っているのですが、その前に附表1が本来ついているべきですが、附表1は今ここに掲載してございません。内容は給与費明細書で、職員の給与、報酬等でございますが、会計年度任用職員制度の施行に伴いまして、現在松本市でもその掲載方法を調整しておりまして、それが確定していないわけですから今は掲載できてございません。調整ができ次第掲載する予定でございます。定例会までには載せる予定になっております。申しわけございません。

それでは、具体的な内容についてご説明いたします。

先ほどの薄い資料、予算の概要の3ページをお願いいたします。

まず、1番の規模でございますが、令和2年度の予算要求額、真ん中の列(B)ですが、歳入歳出それぞれ1億6,788万円で、前年度比2,186万円増でございます。その下に年度別の予算総額を掲載してございますが、主な事業ものとしたしましては、体育館棟・剣道場屋根塗装工事を2,353万円と見込んでおります。

続いて、2番の市村分担金の額でございます。上の行、維持経営費分担金につきましては1億2,737万円で、前年度比1,125万円の増、下、学校建築費分担金は3,409万円で720万円の増でございます。

増の主な内容でございますが、上の維持経営費分担金につきましては、エアコンの整備に

伴いまして電気料の増額、それから、パソコンの契約更新等に伴います賃借料の増を見込んでおります。それから、学校建築費分担金につきましては、体育館棟・剣道場屋根塗装工事による増の一方で、起債の償還が一部終わったものもございまして、公債費が減額ということで、合計720万円の増になります。

その下、3番、歳入の主な内容でございます。

1の分担金及び負担金は、各市村からの分担金、それから地方交付税でございます。5番の財産収入は361万円で、前年度比328万円増でございますが、これにつきましては土地売却収入を見込んでおりまして、老朽化した校長住宅を解体し土地を売却する収入を見込んでおります。

めくっていただきまして、裏面、4ページでございます。

こちらは歳出でございます。

1番、議会費、2番、総務費は、それぞれ議会運営、行政委員会に係る費用でございます。

3番、教育費の(1)教育総務費でございますが、2,475万円で、前年度比622万円の増、これについては、右側の内容の列の2つ目の白丸の1つ目の黒ボツ、人件費が前年比303万円の増、これは事務局職員の定期昇給と会計年度任用職員制度に伴う予算科目の組替え等によるものでございます。それから、その次の黒ボツ、一般管理費では319万円の増、主なものは校長住宅の土地を売却するに当たりまして、その用地測量、それから、住宅の解体工事費を見込んでおります。

続きまして、(2)中学校費、こちらは1億3,107万円で、前年度比2,636万円の増ですが、1つ目の白丸、1つ目の黒ボツの人件費が311万円の増、こちらもち栄養士の定期昇給と会計年度任用職員制度に伴う予算科目の組替え等による増でございます。

それから、次の黒ボツ、一般管理費では711万円の増、主なものは事務費等の2行下、需用費で、空調設備を整備することに伴います電気料の増を見込んでおります。

それから、主なものとしたしましては、一番下の白丸、学校施設費でございますが、1,792万円の増でございます。前年度は給食棟給気設備改修工事を行いましたが、これが皆減となっております。一方、校舎屋根塗装事業ということで、2,316万円の増でございます。

それから、その下、4番、公債費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、償還が終わった起債等がございまして、1,072万円の減でございます。歳出合計といたしまして、2,186万円の増でございます。

説明は以上でございます。

- 事務局次長(小林伸一君) それでは、続いて、議案第10号 公平委員会委員の選任についてでございます。資料の241ページでございます。

昨年11月29日付で松本市からの選出であります渡邊裕委員長が退任をされましたので、後任者を任命したいということで議会の同意を求めるものでございます。

後任者は、松本市石芝の田中春男氏でございます。任期につきましては、令和2年2月4

日から令和6年2月3日までの4年間でございます。

履歴等につきましては、242ページにお示しをしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

- 教育長（赤羽郁夫君） 説明をいただきました。

会計年度任用職員に係る条例、個人情報保護条例、それから、補正予算、当初予算、公平委員会委員の選任について定例会に提出するものでございます。

これにつきましてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 教育長（赤羽郁夫君） では、報告第2号についてはご承認いただいたことといたします。

報告第3号 不登校の現状と対応について

- 教育長（赤羽郁夫君） 続きまして、報告第3号不登校の現状と対応についてをお願いいたします。

- 中学校長（藤田克彦君） それでは、お願いいたします。

資料243ページをご覧ください。

本校の不登校の現状と対応について報告するものであります。

ここにある数値につきましては、本年度のものは令和元年12月27日、2学期終了現在ということです。

2学期末の段階で、不登校による年間30日以上欠席生徒数は14名でございますが、9月30日現在でお示しした時から4名増になっております。

3番の内訳の中、増えた生徒については1年生で1名、2年生で1名、3年生2名であります。

資料では、学年別で示してございますけれども、3年生の1名については、10月より弟の不登校と相まって登校がストップしております。現在は中信教育事務所のスクールソーシャルワーカーが教師と関わって、弟を含めて、その家庭の対応をしているところでございます。

2年生につきましても、10月から欠席が続いておりますが、コミュニケーションが苦手ということもありまして、保健師が関わって医療受診等を勧めております。

1年生にも増えた生徒がおりますが、特別支援学級在籍の生徒で、家庭的な背景があって、このご家庭は父親にこの状況が伝わっていないようです。そのようなこともあって、懇談会でもこの子の成長をみんなに知ってもらってしっかりやっていきたいという母親の理解を得ながら、医療機関との連携も進めているところであります。逆に、2学期までほとんど動きのなかったフィリピンから帰国した1年生がいるのですけれども、いま週一で日本語支援が入り、2年生の生徒は自ら登校を決意し、原学級に登校したという現状もございます。

244ページには相談室登校の生徒数、6名とお示ししてありますが、それぞれ相談室をベ

ースに次の展開になっておりまして、2年生の1名は学びの場を支援学級に正式に置いていくという方向で支援しております。

中間教室には2年生男子生徒が1名おりますが、試験的に登校していた生徒が、あかり教室への活動に興味関心を示し、自らバスを使って登校しております。

不登校の現状、対応については、以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。

不登校の現状と対応について説明をいただきました。それぞれの背景がある子供たちがそれぞれの歩みをして、また自分の意思で復帰をするというような動きを見せております。

一昨日ですか、根橋委員も一緒だったのですが、市町村教委連絡会の理事会と県教委の懇談会がありまして、その資料の中にも不登校について記載がありました。

長野県全体を見ても不登校が増えているとのこと。これは全国的な傾向です。やはり県としても今までの不登校対策や不登校に対する考え方が違っていたのではないかなというような視点に立って、2回の委員会をやり、3月には第3回目の委員会をやって、また来年度新たな施策を、というような報告があったわけです。

やはり不登校というものをもう1回、根本的に見直していかないと難しい状況にあるということ、それから、国もフリースクールや家庭でのホームスクーリングについても市教委の判断で出席扱いをしてもいいというような非常に幅の広い扱いになってきているんですけども、そうは言っても、そういう中で学校というものは何なのかなというような、学校の存在そのものが問われているような状況がこれからもっと出てくるのかなと思います。児童生徒の多様性に学校がどこまで応じられるかというようなことが現実的にこれからもっと大きな課題になってくるのかなと思いますので、鉢盛中学校の不登校の問題ではあるのですが、背景にそういう動きもあるということも注視しながら、丁寧な対応をしていただけたらと思います。

松本市の現状で言うと、中学生はほぼ今のところ頭打ちの感じですね。小学生が増加傾向であります。小学生で不登校になると、そのまま中学校の不登校につながっていく傾向もありますし、今後の支援を考えていきたいと思います。

委員の皆さんは。

○教育委員（上條利春君） 朝日小学校は不登校がゼロですが、いろいろな子供に対する対応を数多く持っていて、不登校を起こすような子供に対する手当を非常に綿密にやっているのではないかなという感じがしています。

○教育長（赤羽郁夫君） 例えばその綿密というのは。

○教育委員（上條利春君） 相談学級とか遅れのある子供の学習教室とか、また各学級に2人の先生方がいて、支援と授業を連携しながらやるとか、また支援学級の生徒の原学級との交流とか、そういうことで子供たちの多様な価値観を認めていくところがあるのではないかな。だから人事の配置も成功しているのではないかな。ゼロというのはなかなか達成できないと思

います。

- 教育長職務代理人（百瀬司郎君） 朝日小学校は今のところゼロということです。では心配事がゼロかという、そうでもないというのが現状です。できるだけ村の体制として支援を入れているというところもあるのですが、やはり担任のところには必ず配属して、できるだけ2人体制という形で入っていくというのが1つ。それから、また適応指導員の先生も入れて、心配なお子さんにすぐ面談をしたり、あるいは保護者に説明したりというようなことで、先生にとっても大変なんですけれども、できるだけ早い対応をしていくということが大切だということをやっています。

また、勉強の遅れについても、取り出して学習するスペースを保証していくということで、なかなか不登校については難しいなと感じているんですけれども、特に不登校の子供さんは教室に1人、2人いるということは教師にとっては非常に心が痛むのです。不登校のお子さんの一番の問題は、例えば4月、5月に自分のクラスに不登校のお子さんが出て、この机はいつも空いているという痛みが、例えば2カ月、3カ月経つとクラスの子供も先生もその状態に慣れてしまって、余り問題意識を感じなくなってしまうところに難しさが出てくるなと思います。そのお子さんがいないという状況をこれは不自然だよなという認識を先生同士も共有していくのをきちんと学校全体で持っていくという体制が必要かなと思います。

- 教育長（赤羽郁夫君） 高野次長、何かありますか。
- 事務局次長（高野 毅君） 松本市も自立支援教育ということで、学校の支援に入っていると思いますが、それによって、不登校も抑えられている面もあるかなと思います。

ただ、不登校支援アドバイザーの訪問がかなり効果的になっていて、11月、12月あたりで学校のほうに顔を出せるようになった子供さんもいるという形で、増えたり減ったりはしてはいますけれども、そのような効果が表れています。

- 教育長（赤羽郁夫君） それと通級指導教室の先生方に出向いていただいて、不登校が解消しているようなことも聞きました。夕べも別件で話をしたのですけれども、その不登校のグループなんかもほとんどが発達障害の子供たちだということです。生きづらさというのですか、いろいろな背景があり、なかなか集団生活になじめないので、その子たちの背景に応じてどう支援していくかという話でした。

ただ、中学校時代、中間教室に行く、または不登校であっても、進路実現をして高校へ行ったら、あの時代は何だったんだというように生き生き高校生活を送っている子供たちも大勢いることも事実です。私も去年10月くらいにあかり教室へ行ったときにも、ちょうどあかり教室の卒業生3人くらいが遊びに来ていまして、中3のときにその子たちの前期選抜の面接練習をやったのですけれども、そのときは非常に辛そうでしたが、半年くらい行ったら、本当に元気よく、楽しそうに、女の子でしたけれども、化粧もしたりして、はつらつとして、学校生活が楽しいと言っていました。それぞれ自分の得意を活かして、黒板のチョークの絵で全国大会へ行ったとか話していました。得意が活かされると自分の道が開けてくるかな、な

かなかそういうものが発揮できない、自分の得意が何かということすらよくわからない小学校、中学校時代に自分が自分で見えない、自分は何をやりたいか、自分はどうしたいのかということがなかなか見えてこないのだと思います。

だから、私はたとえ中学校3年間で不登校でも未来は必ず開けるということを言っているんです。それで人生終わったわけではないよということだけは伝えていってやらないといけないかなと思い、人生100年時代の3年くらい、考えようによってはほんの一瞬でしかないという見方もできるので、深刻な問題だけれども、みんなが深刻になりすぎないということも大事なのかなと思います。

鉢盛中学校の先生方も心を痛めながら本当に丁寧に対応していただいておりますので、またこれは引き続きの課題として、みんなで考え合っていくところにしていきたいと思います。

では、報告第3号については、お認めいただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

報告第4号 各種大会結果について

- 教育長(赤羽郁夫君) 続きまして、報告第4号 各種大会結果について、お願いします。
- 中学校長(藤田克彦君) それでは、資料245ページになります。

令和元年8月から令和2年1月に実施された部活動の各大会の結果を報告するものでございます。

2番には、陸上の新人戦中南信大会の結果を示してございますが、男子6種目、女子3種目での入賞でございました。

10月、11月に入りますと、種目別に開催日が違いますが、松本市中学校新人体育大会が行われました。それぞれの種別、アからクまで、次ページまでにわたって記載してございます。

結果については、男子バスケットボールと卓球以外は次の大会に進むことができました。246ページにまいります。

4は、その1個上位大会であります新人体育大会中信大会の結果であります。結果でございますが、女子バスケットボールは、松本市の大会で7位だったのですが、中信大会では4位ということで、少しのところでは勝ったり負けたりが起こるのだなということがございます。

247ページには、上位大会の県大会の結果ですが、本年度は皆さんも御存じのとおり、台風19号による被災の影響で、各種目の北信大会が残念ながら実施できないということで、各ブロックの代表が集まる県大会で各種目実施というような形になっております。開催ができないので、例えば剣道で言えば、県大会の会場を、北信の大会が開けるようにという配慮があったということです。

247ページの6から7については、人権作文コンテスト、駅伝大会、それから、8、9が冬季のスケートの大会ですけれども、県大会には1年生の武田君と3年生の羽多野君2名が出場し、それぞれ8位、7位の入賞、2月からエムウェーブで行われる全国大会に出場する

ことになっております。

同じように雪不足からスキーでは実施ができない競技もある。やはり今年はいろいろなところで自然との関わりも感じる結果でございました。

報告は以上でございます。

- 教育長（赤羽郁夫君） ありがとうございます。
- 教育委員（上條利春君） 6番の人権作文コンテストの感謝状とはどのようなものですか。
- 中学校長（藤田克彦君） これは本校が人権教育推進指定校ということもあって、人権作文について積極的に取り組んで、人権作文に応募してくれたという、積極的にコンテストに参加し、ご理解いただいたという感謝状でございます。
- 教育長（赤羽郁夫君） 人権作文については昨年、松本の山辺小学校6年生が全国トップの法務大臣賞になって盛り上がりました。今年も県で7本の作文が推薦されたうちの4本が松本市だったということで、こここのところ力を入れて各学校にご協力をいただいて、松本市では人権作文は非常に定着してきていて作文の質も高まっているかなと思います。やはり作文を書くということは考えることなので、今後も大事にしたいと思って、校長会を通じてお伝えしています。

それでは、報告第4号についてはお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

報告第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合総合教育会議の開催結果について

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、報告第5号 松本市・山形村・朝日村中学校組合総合教育会議の開催結果について。
- 事務局次長（小林伸一君） それでは、お願いいたします。

報告第5号でございますが、12月に行われました総合教育会議の結果について報告するものでございます。

これは地方教育行政の法律に基づく会議でございます。

日時は令和元年12月25日15時から16時30分で、松本市役所の第一応接室で開催されました。出席者につきましては、お示しのとおり、菅谷管理者、赤羽教育長、教育委員の皆様、それから、中学校長、コミュニティスクール統括コーディネーター、事務局といったメンバーでの会議でございました。

懇談項目は、地域づくりと若者の育成についてということで、藤田校長先生から「中学生と地域～コミュニティスクール「はちもり」の育成に寄せて～」といった話題提供をしていただきまして、市岡コーディネーターからもご意見をいただいたということでございます。

そこで出ました主な意見でございますが、簡単にまとめてございますので、読み上げます。子供も地域づくりに参画することが理想だが難しい。コミュニティスクールの活動が広ま

っていけばいい。それから、中学生の活動が地域の中に反映されていない。中学生が大人から認められることが大事だ。社会の中で中学生が活躍する場をどう提供していくかが大事になる。それから、中学生は部活動などで忙しいため地域活動に参加できるよう、学校も時間的な配慮や部活動が終わる中学3年の時期を活用するなど工夫してほしい。それから、中学生は子供時代の出口に当たる。幼少期や小学校から中学校までの継続的な取り組みが大切ではないか。コミュニティスクールは学校だけで完結するものではなく、将来的には地域づくりを目指して地域と学校の双方向の関係で進めていくことが重要。このようなご意見でございました。

その他、この会議は公開で行いました。

3の今後の対応でございますが、この会議結果につきまして、共通の理解と相互の連携を深め、鉢盛中学校の教育のさらなる充実に努めていきます。

また、会議録をホームページに公開いたしまして、広く住民に周知を図っていきたいと考えております。

総合教育会議の報告については以上でございます。

○教育長（赤羽郁夫君） 今回も活発なご意見がございました。

昨日実は松本市は市のPTA連合会の要望に回答するという会を持ちまして、あとの懇談の中で、PTA連合会の方もコミュニティスクールについてご意見、ご提案があり、各学校のコミュニティスクールの取組みについてはばらつきがありますので、いい事例をみんなで紹介して、ほかの学校でもやるような取組みをもっとしたらどうか、そんなような趣旨の発言がありました。でも私はばらつきがあって当たり前だと思っています。鉢盛中は鉢盛中で、地域や学校の状況の中でやっているの、独自のコミュニティスクールがあって、ほかの学校がやっているものをもってきて結局活動はうまくいかないことも多いんですね。あその学校は、という意見がよく松本市の議会でも出るんですけども、私はあそこが進んでいて、ここが遅れているということはない。やはり学校独自のものを地域とともに積み上げていく営みが何より大事なかなと思いますので、ぜひ鉢盛中は独自の1市2村という構成の中で進んでいるので、地域と一緒に、どういう方向がいいのか考えていけたらと思います。統括コーディネーターもいますので、長野県のモデルだなんて、そういう意味ではなくて、地に足の着いた営みが必要なのだなということについて、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご意見等はございますか。

（発言する者なし）

○教育長（赤羽郁夫君） では、報告を終わります。

その他

○教育長（赤羽郁夫君） 以上で予定されていた案件は終わりますけれども、事務局から何か

連絡等ございましたら、お願いいたします。

- 事務局次長補佐（金井 稔君） それでは、報告をさせていただきたいと思います。

お手元にA4横で1枚ものですが、令和2年度松本市・山形村・朝日村中学校組合議会等の日程の案ということでお示ししております。あくまでも案ということで変更等もあるかと思いますが、ご承知おきいただければと思います。また、変更等ありましたら、その都度お伝えしながらご相談していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

- 教育長（赤羽郁夫君） ほかにありますか。
- 主事（深澤亮平君） 続けて、もう一つ報告させていただきます。

鉢盛中学校の西駐車場にあります未舗装の土地1筆について報告いたします。

明治から、相続及び所有権移転登記がなされていなかった土地でございますが、昨年度、当組合が所有権移転登記手続等請求事件を提訴し、年度末に判決確定いたしました。その後、法務局や土地開発公社との調整の中で9件の登記が必要だということがわかりました。その9件の登記が令和元年12月27日付で完了したという連絡がありました。今後の土地の利用につきましては学校との調整の中で決めていきたいと思います。

以上です。

- 教育長（赤羽郁夫君） 長い間かかりました。5年近くかかったの解決、事務局は本当にお疲れさまでした。これであの駐車場は大手を振って使えるようになりました。

ほかにありますでしょうか。

（発言する者なし）

閉 会

- 教育長（赤羽郁夫君） それでは、以上で令和元年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第3回定例教育委員会を終了いたします。

会議録調整職員 松本市・山形村・朝日村中学校組合事務局 主事 深澤 亮平

令和2年1月17日

教 育 長 赤 羽 郁 夫

署 名 委 員 根 橋 範 男

署 名 委 員 上 條 利 春